

江名子小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

高山市では、平成18年11月20日児童・生徒が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても学校職員はもちろん、保護者、地域の方々そして児童と連携し合っていじめを撲滅する不断の努力をしていく覚悟である。

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めていく。

そのため、児童に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等にあたらなければならない。「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりのある心を育てていくよう機会をとらえて訴えていく。

本校では、市子育て支援課、県子ども相談センター、民生委員、PTA等、関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備し、いじめ問題の未然防止や早期解決を目指す。

(2) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

2, いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

① 「わかった・できた」が実感できる授業の創造

児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

② 「あしたも学校に行きたい」と思える学級・学校づくり

(規律とつながりのある人間関係、主体性を育てる)

- ・児童が自分の夢や目標を持ち、歩み続けることができるよう、指導・援助を充実する。
- ・「学級・学校に居場所がある」と感じられるよう心の成長を支える教育相談を充実させる。
- ・どの子も仲間と関わる中で自己有用感や自己肯定感を味わい、望ましい人間関係をつくることができるよう、互いのよさを認め合える学級経営・教科経営をする。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命はかけがえのないものであること、人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・教師が子どもを見守るアンテナを同じにし、全職員が同一步調で指導・支援をおこなう。

③ 豊かな心の育成

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実させる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・「ストップ! いじめ宣言」を毎朝朗唱し、いじめをなくそうとの意識を高める

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての多面的な指導を一層充実する。

⑤ 人間関係のトラブルをこじらせないためのソーシャルスキルトレーニングの実施。

(2) いじめの早期発見

いじめは見えにくいものであるため、早期に発見するために次のような配慮をする。

- ① 担任、支援員、主幹等による日常生活の観察と情報の共有
- ② スマイルサポーターの取組
- ③ 教育相談週間の実施（６・１１月）
- ④ 心のアンケート実施（５・９・１２・２月）
(担任・生徒指導主事・教育相談 Co によるチェックと管理職・職員への報告)
- ⑤ hyper-QU の実施と分析・活用
- ⑥ 保護者との連携 (速やかな連絡、見守る体制づくり)

(3) いじめの早期対応

<いじめ問題発生・発見時の対応>

いじめを発見した時、児童からの訴え、保護者からの訴えがあったときはただちに解決のための行動をとる。いじめ防止対策推進法第２３条１項を遵守する。

- ① 発見者は、その日のうちに生徒指導主事に概略を報告する。
- ② 必要なときは、報告から２４時間以内に会議を開き、方針を決め行動を開始する。（休み中は、できる限りの対応をする。）
- ③ ５日以上たっても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

<重大事態の発生・発見時の対応>

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認める時は、いじめを受ける児童の状況に着目する。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、市教育委員会へ報告し調査に当たる。

例えば、次のようなケース。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ① 市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

- ② これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査により得られたアンケートは、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 情報提供の内容・方法・時期等については市教育委員会の指導を受けて行う。

(5) その他

- ① 学校評価において、いじめの早期発見の取組に関する項目を入れる。評価結果において適正に取組を評価し、取組改善や再発防止のための策定を行う。
- ② 個人調査やアンケート等について、調査結果は5年間保存する。
- ③ いじめの「解消」とは、いじめの行為がやんでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その際は、判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校職員と家庭、地域との連携を大切にする。
- ② その指導の中で、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ③ いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させる。
- ④ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行う。
- ⑤ いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ⑥ いじめの事実や対応については、中学校へ確実に引き継ぐ。個別の支援計画や指導計画を活用しながら両校の担当者が面談する。また中学校進学後も情報を共有し、その後のいじめ事案の再発防止や未然防止につなげる。
- ⑦ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

- ⑧ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

3. いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

【学校職員】

校長 教頭 主幹

◎生徒指導主事 教育相談
教育相談コーディネーター
保健主事 養護教諭
特別支援コーディネーター
該当学年主任 該当学級担任

* 必要に応じて参加職員を生徒指導主事が招集する。

【外部専門家 等】

保護者代表（PTA会長）

学校運営協議会委員

スクールカウンセラー

学校医

民生児童委員及び主任児童委員

警察

市教育委員会指導主事

* 必要に応じて学校長が依頼する。

4. いじめ未然防止の年間計画

月	取 組 内 容
4 月	・ P T A 総会等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ・ 学校だより、W e b ページ等による「方針」等の発信 ・ 職員研修会の実施（方針と要援助児の実態の交流と対応） ・ P T A 懇談会で保護者向けネットいじめ防止の依頼（研修含む） ・ 生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施（定期的に実施） ・ 高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共通理解
5 月	・ 教育相談週間に向けて、心のアンケート実施① アンケート結果により教育相談や対策委員会の開催 ・ hyper-QU の実施（1 回目 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 年生）
6 月	・ 教育相談週間実施→教育相談の結果により対策委員会の開催 ・ hyper-QU の結果分析・活用 ・ <u>学校運営協議会でいじめ方針や心のアンケート結果の説明</u> ・ 生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
7 月	・ 児童向け情報モラル研修 ・ 生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・ （県の第1回いじめ実態調査実施）

8 月	・職員研修会の実施 ・夏休み中の要配慮児童へ適宜指導 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
9 月	・心のアンケートの実施② ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共通理解 ・第 1 回「教職員取組評価（学校評価に含む）」アンケート実施 結果により対策の見直し
1 0 月	・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・hyper-QU の実施（2 回目 3・4・5・6 年生） ・教育相談週間に向けて、心のアンケートの実施 アンケート結果により教育相談や対策委員会の開催
1 1 月	・hyper-QU の結果分析・活用 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・教育相談週間実施 ・冬休み中のいじめ未然防止について児童に指導，懇通信等での啓発
1 2 月	・ひびきあい活動（各学級の実施発表） ・第 2 回「教職員取組評価（学校評価に含む）」アンケート実施 ・「保護者（学校評価に含む）」アンケート」実施 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・心のアンケートの実施③ ・（県の第 2 回いじめ実態調査実施） ・冬休み中の要配慮児童へ適宜指導
1 月	・今年度の学校反省でいじめ未然防止・対応の取組の振り返り ・次年度教育課程策定において，いじめ未然防止・対応の改善を策定 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
2 月	・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・心のアンケート実施④ 今年度の取組をまとめ，来年度への改善を行う ・次年度への引継として幼保小，小中の引継を確実に行う。
3 月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・Web ページ等による取組経過等の報告 ※ 必要があれば年度途中にも報告を行う。 ・学校運営協議会で今年度の取組や心のアンケート結果，次年度の改善の説明 ・春休み中の要配慮児童へ適宜指導 ・次年度への引継を確実に行う。